

平成 2 5 年度

第 1 回 千 葉 市 環 境 影 響 評 価 審 査 会

議 事 録

平成 2 5 年 7 月 2 4 日 (水)

千 葉 市 環 境 局 環 境 保 全 部 環 境 保 全 課

平成25年度第1回千葉市環境影響評価審査会次第

平成25年7月24日（水）

午後3：15～

議会棟第3委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

（1）会長、副会長の選出について

（2）環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について

（3）その他（スケジュール等）

4 閉 会

配付資料

資料1 環境影響評価審査会委員名簿

資料2－1 環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について（案）

資料2－2 千葉市環境影響評価条例に基づく手続きの流れ（案）

資料2－3 計画段階環境影響評価手続きの概要及び手続きの流れ（案）

資料2－4 環境影響評価法の一部改正に伴う環境影響評価条例の一部改正等について（案）

資料3 今後のスケジュールについて（案）

参考資料1－1 環境影響評価法の一部を改正する法律の概要について

参考資料1－2 環境影響評価法改正後のフロー

参考資料2 千葉市の環境影響評価制度について

参考資料3 各政令指定都市の状況について

参考資料4 風力発電施設について

午後 3時15分 開会

【環境保全課長補佐】 定刻になりましたので、ただいまから平成25年度第1回環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は本日の進行を務めます、環境保全課課長補佐の国吉でございます。どうぞよろしく願いいたします。

開催に当たりまして、環境保全部長の渡辺からご挨拶を申し上げます。

【環境保全部長】 環境保全部長の渡辺でございます。どうぞよろしく願いいたします。

平成25年度の第1回環境影響評価審査会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

各委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、このたびは、平成25年4月30日をもって、前審査会委員の任期が切れましたことから、引き続き審査会委員を引き受けていただきました方が15名、新たに委員を引き受けていただいた方が2名、総勢17名の方に、平成25年5月1日から2年間、環境影響評価審査会の委員をお引き受けくださいます。厚くお礼申し上げます。

さて、千葉市の環境影響評価制度でございますけれども、皆様方ご存じのとおり、国の環境影響評価法と市の環境影響評価条例に基づいて行われるもので、事業者が事業の実施に当たりまして、あらかじめ事前配慮や環境影響評価を行うに当たりまして適切かつ円滑に行われるための手続き、その他所要の事項を定めまして措置をとることにより、現在及び将来の、市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的としております。

このたび、皆様ご存じのとおり環境影響評価法の一部が改正されました。新たに計画段階配慮手続きの実施や方法書段階の説明会の実施等が義務づけられたところでございます。法と一体的に運用を図ってまいりました市条例につきましても、法の趣旨を盛り込み改正することといたしました。

本日、千葉市環境影響評価条例の一部改正等につきましても審議を諮問させていただきますので、各委員の皆様方におかれましてはご審議いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。どう

ぞよろしくお願いいたします。

【環境保全課長補佐】 それでは、本日の審査会の成立についてご報告いたします。
千葉県環境影響評価条例施行規則第 95 条第 2 項の規定によりまして、この審査会の開催につきましては委員の半数以上の出席が必要です。委員総数 17 名のところ本日は 13 名のご出席をいただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、本日は第 1 回目の審査会ですので、委員の皆様をご紹介いたします。左側前方から順にお名前をお呼びいたしますので、恐縮ですがご起立をお願いいたします。

岡本委員です。

三澤委員です。

諸井委員です。

矢野委員です。

立本委員です。

杉田委員です。

大原委員です。

続きまして、右側前方から。

田口委員です。

土谷委員です。

鶴見委員です。

能川委員です。

鎌野委員です。

羽染委員です。

なお、ほかに、本日ご欠席の根上委員、櫻庭委員、北原委員、前野委員の 4 名がいらっしゃいます。

続きまして、事務局の紹介をいたします。

先ほどご挨拶をいたしました、環境保全部長の渡辺です。

環境総務課長の大木です。

環境規制課長の須藤です。

環境保全課長の古谷です。

私は環境保全課課長補佐の国吉です。よろしくお願いいたします。

それでは、机前にあります本日の会議資料のご確認をお願いいたします。まず次第です。A4判片面刷り1枚です。次に資料1、当審査会の委員名簿です。A4判の片面刷り1枚です。資料2-1、「環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について(案)」です。A4の両面刷りの1枚です。資料2-2、「千葉県環境影響評価条例に基づく手続きの流れ(案)」です。A4片面刷りの1枚です。資料2-3、「計画段階環境影響評価手続きの概要及び手続きの流れ(案)」です。A3判の片面刷り1枚です。折りたたんであります。続きまして資料2-4、「環境影響評価法の一部改正に伴う環境影響評価条例の一部改正等について(案)」です。A4片面刷り1枚です。資料3、「今後のスケジュールについて(案)」です。A4片面刷り1枚です。参考資料1-1、「環境影響評価法の一部を改正する法律の概要について」です。A4両面刷り1枚です。参考資料1-2、「環境影響評価法改正後のフロー」です。A4片面刷り1枚です。参考資料2、「千葉市の環境影響評価制度について」です。A4両面刷りの2枚、4ページになります。参考資料3、各政令指定都市の状況を取りまとめたものです。A4両面刷り4枚、8ページになります。参考資料4、「風力発電施設について」です。A4両面刷り3枚、5ページになります。最後のページは空白です。以上ですが、不足・乱丁等がありましたらお申しつけください。よろしいでしょうか。

では次に、会議議事録の公開についてご説明いたします。本日の会議は千葉県情報公開条例の規定により、公開となっております。また議事録は、委員の皆様にご個別にご確認をいただき、承認いただいた後、公表することとなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

この後、会長の進行により議事に入ってくださいわけですが、本日は委員の改選後、初めての審査会ですので、会長の選出につきましては環境保全部長の渡辺が進行を務めさせていただきます。部長、お願いします。

【環境保全部長】 それでは、僭越でございますが、これより議事に入らせていただきます。

まず、議題1の審査会長及び副会長の選出についてでございます。会長及び副会長は、千葉県環境影響評価条例施行規則第94条第2項によりまして、委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。

【大原委員】 前期と同様に、会長として立本委員、副会長として岡本委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【環境保全部長】 ありがとうございます。ただいま大原委員から、立本委員を会長に、岡本委員を副会長にとのご推薦がございました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【環境保全部長】 では、立本委員、岡本委員、お引き受けいただけますでしょうか。

ありがとうございます。会長に立本委員、副会長に岡本委員が選出されました。よろしく願いいたします。

【環境保全課長補佐】 それでは、立本委員は会長席へ、岡本委員は副会長席へご移動をお願いいたします。

(会長、副会長 座席移動)

【環境保全課長補佐】 ここで会長、副会長からご挨拶をいただきたいと思います。まず、会長からお願いいたします。

【立本会長】 ただいまご推薦を受けました、立本でございます。前回に引き続きまして、また会長という職を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

先ほど部長さんの挨拶の中にもありましたけれども、環境影響評価審査会という役割は、環境の分野においては非常に大きな役割を占めているように思います。そういう大きな役割を、皆様と一緒に、皆様の幅広い英知を借りながら、千葉市の市民のために尽くしていきたいと、こう思っております。微力ではございますけれども、ご協力のほどお願いいたします。

【環境保全課長補佐】 ありがとうございます。続きまして、副会長からご挨拶をお願いいたします。

【岡本副会長】 副会長のご指名をいただきました岡本です。どうぞよろしくお願いいたします。

千葉市民の環境保全のために、微力ながらお手伝いさせていただければと思います。また、会長を補佐しまして、皆様方の意見の集約のお手伝いをさせていただくということで、これから進めさせていただきたいと思います。どうか皆様方、ご協力をよろしくお願い致します。

【環境保全課長補佐】 ありがとうございます。それでは、これからの議事の進行につきましては、立本会長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

【立本会長】 それでは、ただいまより議事を進めさせていただきたいと思います。議題の 2 番目でございますけれども、「環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について（諮問）」でございます。事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【環境保全課長】 それでは、諮問についてご説明させていただきます。

平成 23 年 4 月に環境影響評価法の一部を改正する法律が公布されまして、平成 24 年 4 月から、方法書段階での説明会の開催、また、要約書の作成等が義務化され、施行されたところでございます。また、平成 25 年 4 月には、計画段階配慮手続き並びに環境保全措置の公表等について義務化され、施行されております。そして改正法が完全施行されているところでございます。

そこで、環境影響評価法と一体で運用してまいりました環境影響評価条例の改正に当たりまして、その対応方針について審査会に諮問させていただくものでございます。

(「環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について」諮問書手交)

【立本会長】 諮問書のコピーですね。配ってください。

(各委員に諮問書写しを配付)

【立本会長】 諮問書は皆さんのところに届きましたか。はい、ありがとうございます。ただいま、熊谷市長のほうから千葉市環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について諮問を受けました。

それでは、これより諮問に基づきまして、この審査会で詳細を審議してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。まず、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【環境保全課長】 それでは、環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について、資料 2-1 から 2-4 を使って説明をさせていただきます。

資料が前後いたしますが、まず、最初に、資料 2-4 をごらんいただきたいと思います。資料 2-4、「環境影響評価法の一部改正に伴う環境影響評価条例の一部改正等について(案)」でございます。左側に、環境影響評価法の一部改正の概要をまとめてございます。改正内容は 7 点ございます。

まず、最初に「①方法書段階での説明会開催の義務化」でございます。方法書には事業計画が詳細に記載されておりまして、専門的で、かつ分量が多くなっております。そこで、従来は準備書段階から実施してまいりました説明会を、方法書段階で開催するよう義務づけられました。また、あわせて要約書の作成が義務づけられたところでございます。

2 点目は、電子縦覧の義務化でございます。法の施行から 10 年が経過いたしまして、電子化の進展を踏まえまして、インターネットの利用等による環境影響評価図

書の電子縦覧が義務化されたところでございます。

3点目は、政令指定都市からの直接の意見提出手続きの新設でございます。従来制度におきましては、法対象事業における市長意見については知事あてに述べておりましたが、事業の影響が市の区域に限られる場合には、市長から直接事業者に意見が述べられるようになりました。

4点目は、環境保全措置等の公表等でございます。評価書の公告を行った事業者に対して、環境保全措置等の実施状況について、工事完了時に公表することが義務づけられました。

5点目は、評価項目等の選定段階における環境大臣意見の技術的助言に関するものでございます。従来、環境大臣は評価書の段階でのみ意見を述べることができましたが、方法書段階における評価項目の選定段階から意見を述べられるように改正されました。

6点目は、交付金事業を対象事業に追加した点でございます。国の補助金を受けて行う事業はアセスの対象となっておりましたが、国からの補助金が交付金化する動きを踏まえまして、交付金で実施される事業もアセスの対象となりました。

また、あわせて、近年、風力発電施設の導入が増加しておりますが、今後、民間事業者による大規模な発電事業の増加が見込まれること、また、設置に当たりましては、騒音、バードストライク等の被害の報告もありますので、風力発電事業につきましても新たに対象事業となりました。

7点目は、計画段階配慮書の手続きの新設でございます。従来、事業の位置、規模などが決定された段階からアセスの手続きを開始しておりましたが、事業の実施に係る環境の保全に効果を有する一方、既に事業の枠組みが決定されているため、環境保全措置の実施について柔軟な措置をとることが困難となっております。そこで事業の位置や規模等の選定段階から環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行うなど、計画段階配慮書の作成が義務づけられたところでございます。

以上7点につきましては、平成23年4月に法律が公布されまして、ことしの4月から完全に施行されているところでございます。

この7点の改正についての市の対応でございます。紙面の中央にございますが、①～④につきましては、千葉市の環境影響評価条例を改正して対応したいと考えております。また⑥につきましては規則の改正、⑦につきましては新たに要綱を制定して対応したいというものでございます。

まず、右上の「1. 環境影響評価条例の一部改正等に対応するもの」でございます。

最初に、「①方法書に係る説明会・要約書の義務化」でございます。法対象事業と同様に説明会の開催、要約書の提出を義務化するものでございます。

次に、「②環境影響評価図書の電子縦覧の義務化」でございます。現在、電子縦覧につきましては周知方法の一つとして位置づけておりますが、法対象事業と同様にインターネット利用等による図書の電子縦覧を義務づけたいと考えております。

次に、「③市長からの直接の意見提出手続きの新設」でございます。法対象事業者あてに直接市長意見の提出ができるよう改正するものでございます。

次に、「④事後調査手続きの改正」でございます。現在、条例によりまして法対象事業、条例対象事業に対して工事の影響が最大となる時期に調査を実施し、報告書を作成し提出することとしておりますが、法に合わせて工事完了後に報告書を提出するよう規定するものでございます。

次に、「⑥風力発電事業の追加」でございます。本市におきましては、まだ発電事業を目的とした風力発電施設の設置はございません。また、東京湾の湾奥部に位置しておりまして、風力発電の適地としての条件である平均風速に満たないことから、新たに施設が設置される可能性は低いものと考えております。しかしながら低周波問題、バードストライク等の環境への影響を踏まえまして、法に規定する第2種事業規模を対象としたいと思っております。

続きまして、「2. 新たに要綱を制定し、対応するもの」でございます。「⑦計画段階環境影響評価手続きの新設」でございますが、現行の条例による事業アセスにつきましては、改正前の法と同様に、事業の枠組みが決定された段階から手続きを開始するため、環境保全措置の実施が限定的でございます。このため、事業の位置や規模等の検討段階など、可能な限り早い段階から計画を公表し、また、意見聴取などを実施して事業に反映していく手続きを新設したいと考えてございます。

なお、この要綱の対象事業者は「市」に限定したいというふうに考えてございます。その理由でございますけれども、法対象事業につきましては、国が関与する事業を対象としていることに対しまして、市条例は民間事業を含めております。民間事業者も含めた場合、法に比べて事業者への過度な負担につながることで、また、千葉県におきましては平成20年から計画段階環境影響評価実施要綱を施行しておりますが、対象者を「県」に限定しております。市が事業者に対して計画段階での公開を求めることにつきましては、事業の迅速性を阻害することから、競争力の低下に

つながるおそれがございます。こういったことから対象を「市」に限定したいというふうに考えてございます。

続きまして、新たに制定する要綱について具体的に説明をさせていただきます。前後しますが1枚戻っていただきまして、資料2-3をごらんください。左側に、「計画段階環境影響評価の手続きの概要」をまとめてございます。右側が、そのフローとなっております。

「1. 対象事業者」としては、市が実施する事業を対象とした手続きを考えてございます。

「2. 実施時期」としては、対象事業のおおむねの実施場所の選定及び工作物等の規模等の諸元を決定する事業計画の立案段階を想定しております。

次に「3. 配慮書の作成」についてでございますが、事業の実施場所や規模、施設配置、工法等が異なる複数の事業計画の案を策定し、その案ごとに計画段階環境影響評価を行い、配慮書を作成するものいたします。

配慮書につきましては、ここにある①～⑦の項目について記載するものでございます。特に⑤、⑥、⑦につきましては重要なものでございまして、調査、予測及び評価の手法、あるいは調査結果の概要、環境配慮の方針等を記載することいたします。

次に、「4. 配慮書の公告及び縦覧」でございます。市長は配慮書について公告を行い、縦覧を行います。

次に、「5. 意見書の提出等」でございます。配慮書について意見を有する者は、市長に対し意見書を提出することができます。

次に、「6. 見解書の作成等」でございます。事業者は、意見書に対する見解書をまとめて市長に提出することになります。

次に、「7. 配慮書についての意見」でございます。市長は、見解書を踏まえて意見を述べるものいたします。その場合には、「8. 審査会への諮問」にありますように、環境影響評価審査会の意見を聞いて述べるものいたします。

次に、「9. 配慮書についての意見書等の尊重等」でございます。事業者は市長意見を尊重して案を修正、または複数案の融合等により事業計画を策定することとなります。

右側のフローをごらんください。計画段階の配慮事項を検討いたしまして、最終的には、一番下に環境影響評価（事業アセス）とございますが、こちらにつながる

事業計画を策定するものでございます。

続きまして、もう 1 枚戻っていただきまして、資料 2-2 をごらんください。これまで条例の改正内容、新たに制定する要綱について説明をさせていただいたところでございますけれども、現在の条例の手続きに新しい手続きを加えたものでございます。真ん中の欄が主な流れになっておりますが、この流れに対して右側の網かけをしたところの内容を追加するものでございます。一番上に「計画段階配慮書の作成」がございまして、これを事業計画概要書の作成に活用するものでございます。このほか電子縦覧、あるいは方法書要約書の作成等が新たに加わるものでございます。

続きまして、もう 1 枚戻っていただきまして資料 2-1、ここまでご説明させていただいた内容を成文化したものでございます。「環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について（案）」ということでもとめたものでございます。

対応方針の説明については以上でございます。

【立本会長】 ありがとうございます。ただいま事務局のほうから、環境影響評価条例の改正等に係る対応方針についてご説明がございましたけれども、これについて何か皆様のほうでご質問等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【鎌野委員】 鎌野でございます。2 点、この計画段階環境影響評価手続きについて、単純な質問をさせていただきたいと思っております。

1 つは、資料 2-3 の配慮義務のところ「複数の事業計画の案を策定し」ということで、これは質問ですが、必ず複数というか 2 つ以上の計画案を策定するという理解でよろしいのですか。つまり、どんな場合でも 1 つではなくて 2 つ以上ということですね。

それから「5. 意見書の提出等」で、右側の表の右上のところに「市民等」とありますけれども、意見書を提出することができるのは千葉市民に限らないというか、この「等」という中身を、これは方法書や準備書と同じだと思いますけれども、ちょっと教えていただきたい。以上です。

【立本会長】 事務局、いかがですか。

【環境保全課長】 1 点目の、複数案を必ずつくらなければならないのかということですが、複数案つくるように規定したいと思っております。

また、「市民等」というふうに「等」をつけましたのは、電子縦覧をしている関

係で、市民に限らずほかの方も閲覧することができますので、「市民等」ということで記載しております。

【鎌野委員】 市民以外の方も意見を述べてよろしいわけですね。

【立本会長】 そのほか、いかがでしょうか。

【鶴見委員】 ちょっと聞き逃してしまったかもしれないのですが、教えていただきたいと思います。

今回からインターネットによる公表が義務化されました。今までは、そういった意見書等の書類は、市役所など何カ所かに紙媒体で置かれていたと思うのですが、それと併用してインターネットも、ということなのか。あるいはインターネットだけになってしまうのか、そのあたりはいかがでしょうか。

【環境保全課長】 従来の、紙による縦覧に加えて、インターネットによる電子縦覧を義務づけるというものでございます。

【鶴見委員】 ありがとうございます。もう 1 点、資料 2-3 の右側の真ん中あたり、見解書の公告・縦覧。これは期間が 15 日間となっています。この日数ではやや短いかなという気もするのですけれど、大抵こんなものなののでしょうか。大抵、勤め人ですと、土日の休みを使ってとか、そういうことですので、それを見る時間的な余裕は大体 1 回ぐらいしかないような気もするのですけれど。この期間、日数はいかがなものなのでしょうか。

【環境保全課長】 縦覧期間としては 30 日ございます。その後にプラス 15 日間ということですので、縦覧の開始から 45 日間の中に意見書の提出ができるようになっております。ここでは「縦覧期間 + 15 日」ということで記載させていただきました。

【鶴見委員】 わかりました。

【立本会長】 そのほか、いかがでしょうか。

【羽染委員】 羽染です。2 点あります。まず、資料 2-4 の右側の一番下に、「新たに要綱を制定し、対応するもの」として計画アセスが書いてありますが、なぜ一度に条例にしないのか、その背景を教えてくださいと思います。ほかの政令市のいろんな事例が収集されていますけれど、それを見ると、結構、条例に計画アセスがポンと入ってきているというのが多いものですから、その辺の背景をちょっと教えてくださいと思います。

それから 2 点目は資料 2-3 ですけれど、左側の一番上の対象事業者というところに、「市が実施する事業（民間事業者は任意）」という表現があります。これは市

が実施する事業と規定するけれども、民間業者もやりたければやっていいというもののなのか。民間事業者の取り扱いを、こういうふうに明記するのはどうなのか。

以上 2 点について教えてください。

【環境保全課長】 計画段階の環境影響評価手続きにつきましては、方法としては条例化するもの、あるいは要綱で定めるもの、この 2 点を考えたわけですが、対象を市の事業に限定するということから要綱にしたものでございます。条例の中で市の事業だけを対象にするということにつきましては、法の構成上、よくないというふうに考えておりました、市の事業だけを対象にすることから、要綱というふうに考えております。

そこで資料 2-3 にありますように、この、計画段階の環境影響手続きにつきましては、市の事業に限定するというふうに書かせていただきました。そして民間事業者は任意ということでございます。

【羽染委員】 後のほうのお答えの件ですが、民間事業者はやってもいいというふうな取り扱いにするということですか。

【環境保全課長】 はい。

【羽染委員】 それから前のほうに関して、条例にすると、市の事業だけだとまずいというのがあるのでしょうか。事例の収集の中で、例えばさいたま市は要綱を検討中で公共事業のみというふうになっていますよね。もう 1カ所あったと思いますが、広島市でしたか、ここも要綱なんですね。ということは、市の事業だけにする場合は要綱の取り扱いにしている例が多いというか、そのほうがやりやすいということなんですか。

【環境保全課長】 はい。市の事業に限定するというところで、要綱で対応したいということでございます。

【羽染委員】 そういう背景のもとに、そうなるということですね。千葉県が要綱にしていることから、県と市で統一するためという面もあるのでしょうか。

【環境保全課長】 確かにおっしゃるとおり、千葉県も要綱で対応しております。千葉県も要綱で、県の事業だけを対象としております。千葉市が民間事業を対象としてみまいますと、県内での格差が出てしまいますので、県と同様に、それぞれが実施する事業だけを対象とした要綱を制定したいというものでございます。

【羽染委員】 了解しました。

【立本会長】 よろしいでしょうか。そのほか、いかがですか。

【鎌野委員】 今の件との関連で、民間事業者は任意ということですが、この任意という意味は、先ほどお話しいただきましたように、計画段階環境影響評価手続きというのは市のみを対象とする、と。そうするとこの要綱には、民間事業者については何も定めません。それとも民間事業者についても任意だということを決めて、もし民間事業者がやるような場合には、資料 2-3 の流れ図のようになるのか。あるいはもう、民間事業者については特に何も定めないということなのか。あるいは何か、努力義務とか配慮義務といったことを入れるのかどうか。

【環境保全課長】 今、考えている要綱につきましては、民間事業者も評価ができるという規定で定めたいというふうに考えております。市はやるわけですが、民間事業者はこの要綱によって影響評価の手続きができるというような定めをしたいと思っております。

【鎌野委員】 ちょっと細かなことで恐縮ですが、そうすると、できるとした場合に、やるのであればこの流れ図に従ってやりなさいということですね。自分でいいように、勝手にやるということではなくて、やるならこの流れ図に従ってやるということですね。

【環境保全課長】 やる場合には、この流れでお願いしたいというふうに考えています。

【鎌野委員】 はい、わかりました。

【立本会長】 では能川委員、お願いいたします。

【能川委員】 よくわからなかったのですが、これは環境を守るためにやる評価書ですよ。そうすると、市の事業であろうと民間業者の事業であろうと環境に影響するのは一緒だと思うので、市の事業に関してだけこういう厳しいことをやって、民間事業者は勝手にやれという語弊がありますが、任意だというのは、何となく理解しがたいところがあるのですが。

【環境保全課長】 環境影響評価法との関係でございますけれども、環境影響評価法は対象事業として 13 種の事業が決まっております、その 13 種の事業を行う者も定めております。例えば国が行う場合、補助金を受けて行う場合、許認可を受けて行う場合、というふうに限定しております。しかしながら市の条例の対象事業につきましては、そういったことにかかわらず、民間がやる場合は全部が対象となってしまいます。そういった関係で、法よりも広い範囲が対象となってしまい、そうすると市条例で民間事業者に過度の負荷をかけることになってしまうと考えまして、

市だけを対象にした要綱を考えております。

【能川委員】 要するに民間事業者は評価の対象にしないということですよ。

【環境保全課長】 はい、そうですね。

【能川委員】 民間事業者の事業は環境に影響しないというわけではないですよ。大規模開発をやるわけだから、それが対象にならない理由がよくわからない。法律上の問題なのですか。法律上のことを言っているわけですか。

【環境保全部長】 確におっしゃるとおり、そこは、実は一番議論の分かれるところで、各政令市も非常に意見が分かれているところです。条例に規定して、民間にもいわゆる戦略アセスをやらせるというところもございます。

ただ、千葉市の場合、いろいろそこも議論させていただいたのですが、千葉県が県事業を対象として、要綱でやっているため、市が条例で民間事業を対象としても、民間事業者の側では幾つか候補地があって、恐らく場所の選定というのは千葉市内に限定されないわけです。千葉市内で計画書を入れて戦略アセスをやるというふうになった場合、千葉市内には来なくなるということも十分に想定されます。要するに千葉市外であれば対象にならないわけですから。

そういう側面があるのと、県と整合性をとるとということと、それから先ほど申し上げましたとおり、法律の規定よりも厳しくなってしまうということなど、いろいろ勘案して、確かに環境に与える影響を考えれば、やらせるべきだという意見もございましたけれども、うちの市の中で、協議した上で、市の事業を対象とするという形で、現時点ではそういう方針になっているという状況です。

【能川委員】 理解はしました。状況はわかりました。

【立本会長】 よろしいですか。何かわかったような、わからないような。

【鎌野委員】 今の先生の疑問はもっともだと私も思うのですが、ですから確認ですけど、従来どおり民間事業者は事業計画概要書の作成からはやらなくてもいいけれど、やはり環境アセスにかかわるようなもの、方法書とか、そちらのほうは従来どおりやるということですよ。ですから、それで民間事業者もチェックできる。ただし計画書のところまではやらなくていい、そういう理解でよろしいですよ。だから、それは従来と全然変わっていないですよ。

【環境保全課長】 はい。計画段階の環境配慮については、民間事業者は除くということですよ。

【鎌野委員】 そうということですよ。だから市のほうは事業計画からやって、民間に

については方法書からスタートするけれども、その段階で、運用上は十分チェックを
しなさいと、多分、そういう理解というふうに私は感じました。

【立本会長】 完全に抜け穴ができるということではないわけですね。能川先生、今
の件はよろしいですか。

【能川委員】 はい、了解です。

【立本会長】 そのほか、何かありますか。私からは 2 つあって、1 つは資料 2-4 です。
6 番目の、交付金事業を対象事業に追加するということで、千葉市としてはもう、
この対象事業はあるわけですか。それが 1 点です。

それから右のほうの 4 番目、事後調査手続きの改正のところ、完了後に報告を
するような話ですが、完了後何日以内なのか。ほかのところを見ると、例えば縦覧
は 45 日以内というような日にちが書いてありましたが、ここについて日にちの規定
はないのでしょうか。

【環境保全課長】 1 点目の、交付金の関係については、法律のほうは交付金事業に対
象にしておりますけれども、これの対応については、市条例のほうはございません。

それから、工事完了後の日にちについては、工事完了後速やかに提出するという
ことでございます。

【立本会長】 なるほど。わかりました。そのほか、いかがでしょうか。

【岡本副会長】 「速やかに」というのは、目標みたいなものはないのですか。

【立本会長】 「速やかに」というのは何日を指すのか。

【環境保全課長】 今、確認いたします。

【岡本副会長】 市長が催促をできる日にちとか、そういうのがないと。事業の進捗
の前のところは期日が定められているのに、問題が多い事業であるにもかかわらず、
事業者が事後報告を出さなかった場合、手続き上、催促ができるようにしておかな
いと、“まだ「速やかに」の期間内です”ということで、いつまでも出し渋ってい
たりすると問題になると思いますので、きちんと決めておいたほうがいいと思いま
す。

【環境保全課長】 今、確認しておりますが、確認できない場合には次回の審査会の
ときにお答えいたします。

【立本会長】 それでよろしゅうございますか。

【岡本副会長】 はい。

【立本会長】 そのほか、ございませんか。

【羽染委員】 風力発電事業の規模について、資料 2-4 の⑥に 7,500kW 以上と書いてあります。ここでは「法に規定する第 2 種事業を対象とする」という表現になっているのですが、別表で参考資料 3 を見ると、法第 2 種事業の規模でスクリーニングから漏れた案件を対象とする、とあります。資料 2-4 をそのまま読むと、国の風力発電とダブる感じがするのですが、参考資料 3 の一番下の注釈を見ると、法第 2 種事業の規模でスクリーニングから漏れた案件を対象とする、という記載になっていますので、これは法アセスの対象とダブることはないという理解でよろしいのでしょうかということの確認です。

【環境保全課長】 法アセスの第 2 種事業としてやられたものについては除外することを考えています。

【羽染委員】 第 1 種、第 2 種に該当するものは除外するということですね。

【環境保全課長】 はい。

【羽染委員】 法律に漏れたものだけ、こちらで拾うという理解でよろしいですね。

【環境保全課長】 はい。

【羽染委員】 それと 7,500kW 以上に絞ったことの背景をお聞かせください。各政令指定都市の事例を見ると、5,000kW とか 1,500kW とか、同じ政令市でもいろんな規模があるのですが、この辺の規模を、千葉市は 7,500kW 以上に絞りましたという背景みたいなものは何かあるのでしょうか。あったら教えていただけますか。

【環境保全課長】 現在の市の条例につきましては、参考資料 2 の 2 ページに、法と条例対象事業の一覧がございます。5 番の発電所のところですが、市条例については 11.25 万 kW 以上ということにしております。このように、まず、火力発電についても 1 基ごとの出力ではなくて総出力でとらえているということです。それから、その 11.25 万 kW というのは、法の 1 種事業の 75% の値でございます。火力発電にこのような制度を盛り込んでおりますので、風力発電にも同様の考え方で、総出力でなおかつ 75% というふうに規定したいと思っております。

【羽染委員】 ここで 0.75 という係数が出てくるわけですね。

【環境保全課長】 はい。

【羽染委員】 では、国の風力発電第 1 種事業の 1 万 kW に 0.75 を掛けた数値を採用したという理解でよろしいでしょうか。

【環境保全課長】 はい。

【羽染委員】 わかりました。ありがとうございます。

【立本会長】 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

【杉田委員】 一つだけお伺いしたいのですが、資料 2-3 で、市民の方から電子縦覧の後に意見提出がある場合、どのような形で意見提出できるのか。例えばメールなのかホームページを介してなのか、どのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

【環境保全課長】 市民からの意見提出につきましては、メール、ファクス等で対応できます。

【立本会長】 そのほか、ございませんか。先ほど岡本副会長のほうから話があった期限の件については、この中に文章として記述をするのか、あるいはしないでいいのか、その辺はどういたしましょうか。

【岡本副会長】 事務局で考えていただければと。

【立本会長】 そういうことでいいですか。

【岡本副会長】 はい。

【立本会長】 では、その件につきましては、事務局にお任せするという事でよろしゅうございますか。あるいは事務局で考えていただいて、それを会長と副会長、事務局にお任せしてもらおうということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【立本会長】 では、そういうことにさせてもらいたいと思います。そうしますと、この対応策についてはそこのところだけなので、「(案)」を取りますか。

【岡本副会長】 そうですね。

【立本会長】 では、「(案)」を取らせていただきます。よろしゅうございますね。では、「(案)」を取ってください。

続きまして議題の 3 つ目、スケジュール等でございます。事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【環境保全課長】 それでは、資料 3 をごらんいただきたいと思います。今後のスケジュール案でございます。

一番上が本日の、第 1 回の審査会でございます。対応方針について諮問をさせていただきました。第 2 回の審査会を 8 月 7 日に予定しております。この、8 月 7 日につきましては、その後予定しております対応方針のパブリックコメントをとるための中間取りまとめをしていただきたいというふうに考えております。その後、実際に 9 月にパブリックコメントを募集いたしまして、10 月に第 3 回の審査会を開催

いたします。パブリックコメントの内容を踏まえまして、市条例の改正に係る対応方針について答申をいただければと思っております。その後、市の内部の環境基本計画推進会議等に報告等をしてまいりたいと思っております。

最終的には来年の第 1 回の市議会に環境影響評価条例の改正案を上程し、議決をいただくことを予定しております。条例につきましては来年の 7 月施行をめどに進めてまいりたいと思っております。また、要綱につきましては来年の 4 月施行ということを考えております。スケジュールについては以上でございます。

【立本会長】 ありがとうございます。ただいまスケジュール等についてお話がございましたけれども、これについて何かご質問等がございましたらお願いいたします。特にないようでしたら、これで本日用意した議題は全て終わりましたので、議事進行を事務局のほうにお返しいたします。

【環境保全課長補佐】 ありがとうございます。これをもちまして、平成 25 年度第 1 回環境影響評価審査会を終了いたします。前段の会議から引き続きの先生方もいらっしゃいますが、長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

午後 4 時 11 分 閉会